

## 日本地形学連合会則

(1980.8.24制定；1986.11.6;1992.3.30;1996.4.1;2000.9.14;2004.4.24；2005.5.14；  
2011.4.1；2014.10.11 一部改訂)

1. 本会は日本地形学連合（Japanese Geomorphological Union）と称する。
2. 本会は地形学およびこれに関連する学問の進歩のため随時次の事業を行う。
  - イ) 研究発表および討論会の開催
  - ロ) 会誌の発行
  - ハ) 地形学の進歩に資する学術刊行物の発行
  - ニ) その他
3. 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
会計主幹	1名
委員（会長・副会長・会計主幹を含む）	25名
会計監査	2名
幹事	若干名

委員は会員より選出され、会長および副会長は委員の互選により選出される。会計監査および幹事は会長が委嘱する。会長、委員および会計監査の任期は2年、幹事の任期は1年以内とし、それぞれの再選を妨げない。委員の選出方法は補則に定める。
4. 会長は本会を代表し、委員は本会の運営にあたる。副会長は会長を補佐するとともに、必要に応じて会長の職を代行する。会計監査は本会の会計を監査する。幹事は本会の事務を分担する。
5. 総会は会長が召集し、少なくとも年1回開催する。総会は普通会員1/8以上の出席を要する。
6. 会員および会費は次の通りとする。
  - イ) 名誉会員
  - ロ) 終身会員（年度年齢66歳以上一括5万円、年度年齢71歳以上一括3万円）
  - ハ) 普通会員（会費年9,000円、ただし学生会員は年4,000円、外地会員は年3,000円）
  - ニ) 団体会員（会費年15,000円）
  - ホ) 賛助会員（会費年15,000円）
7. 本連合の会員となるためには会長の承認が必要である。
8. 名誉会員は本会に対し特に功績があったことが認められ、総会の議決をもって推薦された者とする。
9. 会員が本連合の名誉を傷つけるもしくは本連合の目的に反する行為を行った場合、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
10. 会員は別に定める会員価格で本会の刊行物を購入できる。

#### 補則

1. 本会の事務局は宇治市五ヶ庄 京都大学防災研究所内におく。
2. 委員会の選出については、隔年ごとに、普通会员による15名連記の通信選挙により20名を選出し、残りの5名については前期委員会が専門分野・地域等を考慮して選出する。
3. 会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。
4. 会則の変更は総会の議決による
5. 66歳（年度年齢）以上の会員のうち、会員歴が10年以上で、かつ会費が未納になっていない方は、終身会員になることができる。年度年齢とは、当該年度4月2日以降の年度内（翌年の4月1日を含む）に到達する年齢のこと。終身会員に変更するには本人が前年度1月31日までに、必要事項を書き込んだ“終身会員への変更届”に、公的機関発行の生年月日が明示されている証明書等（運転免許証、健康保険証、パスポート等）のコピーを添えて、事務局に提出する。